

長崎市障害福祉センター 団体登録の基準と利用規則

【団体登録基準】※登録が可能な団体

- (1) 障害者団体、障害児の親の会、障害者中心のサークルなど
- (2) 障害児者に関するボランティア団体
- (3) 障害福祉の事業を行う施設、事業所、社会福祉法人、NPO 法人
- (4) 特別支援学校（学級）
- (5) 障害児者支援に関係する職能団体
- (6) 医療法人、病院が運営する障害福祉の事業（所）

※（6）については事業（所）名での登録のみ登録可とします。

【登録の方法等】

登録を希望する者は、登録申請書、会則（またはそれに準ずるもの）、名簿（名前・障害等級が記載されているもの）を提出してください。なお、登録の有効期間は登録許可日から3年とし、3年を経過したものは更新を行ってください。

登録団体は施設利用にあたり、商品等の展示、宣伝若しくは販売など営利目的で利用しないでください。参加費等の徴収は1,000円以下とし、これを超えて参加者から費用を徴収する場合は原則、目的外使用（有料）の申請とします。ただし、長崎市が認めた場合はその限りではありません。

【利用上の注意】

- (1) 利用開始の申出等 利用する前に、1階事務室に申し出てください。なお利用が終わったときは、必ず「利用報告書」を事務室に提出してください。
- (2) 利用時間 会場の準備から後片付けまでの時間を含みます。
- (3) 利用の変更 許可を受けた目的以外に利用したり、その権利を譲渡したり転貸することはできません。
- (4) 利用許可の取り消し 許可の条件に違反した時は、許可の取り消し、または利用の停止もしくは利用を制限することがあります。
- (5) 利用者の守るべき事項
 - ・ 所定の場所以外で火器を使用しないこと。
 - ・ 公序良俗に反する行為をしないこと。
 - ・ 専用利用の許可を受けない部屋等及び附属施設を使用しないこと。
 - ・ 建物、附属設備を破壊・滅失した場合には、直ちに事務室に報告すること。
 - ・ 許可の際に付した条件に違反しないこと。
 - ・ 所定の場所以外において、飲食、喫煙しないこと。
 - ・ センター内を不潔にしないこと。
 - ・ 所定の場所以外出入りしないこと。
 - ・ 利用に際しては職員の指示に従うこと
- (6) その他
 - ・ 利用する各部屋等は、定員を超えないこと。
 - ・ 犬、猫等のペットは持ち込まないこと。
 - ・ 会議、行事等の利用の際、入館者の整理、安全管理は当事者で行うこと。
 - ・ 駐車場は障害児者（送迎を含む）以外は使用しないこと。
 - ・ 利用により出たゴミは、各自で処理すること。